



LEGAL UPDATE

2020年5月

強制加入社会保険における労働災害・職業病保険の保険料を定める政令第 58/2020/ND-CP 号

2020年5月27日、ベトナム政府は、強制加入社会保険における労働災害・職業病保険（労災保険）の保険料を定める政令第 58/2020/ND-CP 号（「58号政令」）を公布した。

58号政令は2020年7月15日より施行され、これにより、政令第 44/2017/ND-CP 号および政令第 143/2018/ND-CP 号第 13条 1項 b号が失効する。

58号政令により、社会保険加入義務の対象者である使用者¹は、所定の要件を満たすと、基本となる労働者賃金の0.5%の労災保険料（「基本保険料」）ではなく、労働者賃金の0.3%の労災保険料（「低率保険料」）を納付することができる²。

以下、同政令の概要について紹介する。

1. 適用要件

労働災害および職業病に関する高リスク業種³（石炭石油の採掘・精製、プラスチック・ゴム化学製造、金属・金属製品製造、非金属鉱物採掘・採石、建設、造船・船用工業、水産物加工・保存、衣類・皮革製品・履物製造、スクラップ再生、環境浄化）に該当する事業を行う使用者は、次の3つの要件をすべて満たすときは、低率保険料の適用を受けることができる。

- (ア) 申請時から3年以内に、社会保険と労働安全衛生に関する法令違反により、刑事罰または行政罰金を科せられなかったこと。⁴
- (イ) 申請年から直近3年間、法令に従って、所定の期限までに、労働災害に関する定期報告および労働安全衛生に関する報告を正確かつ十分に行ったこと。⁵
- (ウ) 申請年の前年における労働災害発生率が、申請年から直近3年間における同使用者における労働災害の平均発生率よりも15%以上低いこと、あるいは申請年から直近3年間で労働災害が発生しなかったこと。

6

上記（ウ）の要件該当性を証明するため、使用者は、58号政令の規定に従って、労働安全衛生訓練業務に関する要件充足証明書（C種）を取得した労働安全衛生評価組織が発行する「労働安全衛生業務の評価および労働災

¹ 58号政令2条。

² 58号政令4条1項b号。

³ 事業者の労働安全衛生の確保業務を定める通達第 07/2016/TT-BLDTBXH 号8条に規定される。

⁴ 58号政令5条1項。

⁵ 58号政令5条2項。

⁶ 58号政令5条3項。



害発生率減少に関する報告書」⁷を提出する必要がある。⁸

2. 適用期間・所轄当局

低率保険料適用の可否は、労働・傷病兵・社会省が決定する。低率保険料納付の適用期間は、承認決定月から36か月とされ、当該適用期間終了前の60日間において、使用者は低率保険料適用を再申請することができる。

3. 適用の取消しおよび付加的処分

58号政令は、以下のいずれかの事由が発生したときは、低率保険料適用決定が取消されると規定する。⁹

- (ア) 使用者が、低率保険料の適用を受けることを目的として、欺罔行為を行い、または申請書類に虚偽の記載をしたとき
- (イ) 低率保険料の適用期間中に、使用者が社会保険と労働安全衛生または社会保険に関する法令に違反し、刑事罰または行政罰金を科せられたとき。
- (ウ) 低率保険料の適用期間中に、使用者が、法令に定める労働災害に関する定期報告または労働安全衛生に関する報告を怠ったとき。
- (エ) 労働安全衛生評価組織が申請書類の報告書に関する不正行為を行ったとき。

上記の決定取消しを受けた使用者は、さらに、以下の付加的処分を受けることがある。

- (1) 上記（ア）による取消しの場合、適用期間中の納付済み保険料と基本保険料との差額を国庫に納付し、かつ、取消決定を受けた月から36か月間、労働者賃金の1%の労災保険料を納付する。
- (2) 上記（イ）または（ウ）による取消しの場合、取消決定を受けた月から基本保険料を納付する。
- (3) 上記（エ）による取消しの場合、労働安全衛生評価組織の不正行為により、本来要件を満たさない使用者が、低率保険料の適用を受けたときは、適用期間中の納付済み保険料と基本保険料との差額を国庫に納付し、その後は基本保険料を納付する。¹⁰ただし、労働安全衛生評価組織の不正行為がなくとも、使用者が要件を満たしているときは、引き続き低率保険料を納付する。¹¹

⁷ 58号政令7条。

⁸ 58号政令6条2項。

⁹ 58号政令10条2項。

¹⁰ 58号政令10条5項a号。

¹¹ 58号政令10条5項b号。



ご質問は下記まで：

[ホーチミンオフィス]

岡田英之 Hideyuki Okada/小林 亮 Ryo Kobayashi/Nguyen Thi Hong Phuc/Le Thi Bich Tram

Tel: +84-28-6299-0666

Email: hochiminh@tmi.gr.jp

[ハノイオフィス]

岡田英之 Hideyuki Okada/小幡葉子 Yoko Obata/Le Phuong Lan/Nguyen Le Tram/Nguyen Thu Huyen

Tel: +84-24-3826-3826

Email: hanoi@tmi.gr.jp

Disclaimer: The Vietnam offices of TMI Associates presents this legal update only for the purpose of providing clients with an update of the recent legal changes in Vietnam instead of providing any legal advice or legal opinion on the same. Consequently, this legal update should not be used as legal advice for any matters in any cases for whatsoever reasons. Moreover, this legal update is drafted in compliance with the legal document(s) as mentioned herein at the date subscribed above, so such legal document(s) may amended, supplemented, replaced or abolished at the time of this legal update being read. Accordingly, it is strongly recommended to contact us for an official confirmation on the validity of the legal document(s) in question.